# 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(説明資料)

#### 6次計画の位置づけ・構成等

- 男女共同参画社会基本法(平成11年 法律第78号)に基づき、施策の総合的 かつ計画的な推進を図るため、男女共同 参画社会の形成の促進に関する基本的 な計画として策定
- 6次計画の構成は、以下のとおり

#### 第1部 基本的众方針

#### 第2部 政策編

- ▶ 12の個別分野及び「男女共同参画社会 の実現に向けた推進体制の整備・強化し について、それぞれ以下を定める。
  - 令和17年度末までの「基本認識」
  - 令和12年度末までを見通した。 「施策の基本的方向と 「具体的な取組(施策)|

※「成果目標」は、今後、計画策定専門調査会において審議予定

#### 6次計画のポイント



- ▶ 「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること」を引き続き目指し、取組を強化
  - →その水準を通過点として、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す
- 固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏り等を背景に、依然として、両立のしづらさや特に女性の着実なキャリア形成が困難な状況を踏 まえ、以下のとおり取り組む。

wellbeing

- ▶ あらゆる分野における意思決定に女性が参画するなど、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進
  - →男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、更には女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現に資する



- ▶ 男女共同参画の視点をテクノロジー施策に反映
- ▶ テクノロジーの恩恵を誰もが享受できるよう利活用を支援

地域

- ▶ 地域における男女共同参画を推進し、地域社会の活力を高める
  - →男女共同参画機構や男女共同参画センターを含む地方公共団体、経済団体、NPO等の連携

## 第1部・第2部の具体構成

## 第1部 基本的な方針

#### 1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

※男女共同参画社会基本法をベースに提示

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持 続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送るこ とができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

#### 2 社会情勢の現状、予想される環境変化

6次計画は、以下のような社会情勢の現状に係る認識を踏まえたものとする。

社会構造の 動向·変化 意識・価値観の • 人口減少、世帯構成の変化、女性の就業率の上昇、ワーキングケアラーの増加、女性 活躍に係る情報公表の充実、若者や女性が地方を離れる動きの加速等

動向•変化

• 根強い固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス等

進展・進化

AI利活用の広がりによる恩恵とリスク、ジェンダード・イノベーション等

・テクノロジーの進展等による新たな形の暴力、地震などの災害

グリーン経済・デジタル経済への移行等

# 第2部 政策編

#### I 男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現

第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備

第4分野 牛涯を通じた男女の健康への支援

第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

#### Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進

第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

#### Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化